

# 勝山市農業委員会 議 事 録

平成29年8月24日

勝山市農業委員会

## 勝山市農業委員会 8月定例農業委員会

1. 開催日時 平成29年8月24日(木)午後1時30分から3時00分

2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室

3. 出席委員(17人)

会長	1番	松村	勘兵衛
会長職務代理者	2番	中村	栄治
委員	3番	松山	隆重
	4番	久保	晴空
	5番	鈴木	佐智江
	6番	齋藤	ひと美
	7番	牧野	元恵
	8番	山内	百合子
	9番	但川	よし子
	10番	辻	総一郎
	11番	北山	謙治
	13番	大谷	健一
	14番	下牧	一郎
	15番	加藤	駒幸
	16番	吉田	新一
	17番	山口	拓雄
	18番	前田	壽夫

4. 欠席委員(1人)

12番 吉川 豊

5. 審議内容・結果

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定について

議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請にかかる意見送付について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見送付について

議案第19号 現況証明願いについて

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

(報告事項) ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

・農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂井 茂敏

主幹 黒瀬 しのぶ

主任 中川 洋子

## 7. 会議の概要

- 事務局 ただいまから8月定例農業委員会を開催いたします。
- 事務局 本日の会議ですが、12番は、所用のため欠席する旨の届出がありました。
- 事務局 それでは、会長よりごあいさつを申し上げます。
- 会長 (あいさつ省略)
- 事務局 ありがとうございました。  
これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 これより本日の会議に入ります。  
まず、事務局より8月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局 それでは、8月分の経過報告をいたします。  
(経過報告 説明省略)
- 議長 事務局からの報告はお聞きのとおりです。  
なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 無いようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、17番、18番の両名をお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。  
日程第1 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (説明省略)
- 議長 これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 14番 この件につきましては、8月16日に現地調査を行いました。事務局から説明がありました通り、資料の3ページ、現在は育苗ハウスや畑になっておりますが、水田に直すということで、●●さんに譲り渡すという第3条については特に問題がないと思われまますので、よろしくお願ひします。
- 議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 無いようですので、これより、議案第16号について採決いたします。  
議案第16号は、原案のとおり承認することに意義ありませんか。

(異議なし)

議長 無いようですので、議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定については原案のとおり承認することに決しました。

議長 続いて日程第2 議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請にかかる意見送付についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

17番 8月17日に現地確認を行ってまいりました。法人と話ができていますし、まだ稲が植わっております。稲刈りが終わってから工事に着工するようです。よろしくをお願いします。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

4番 わざわざ小さい田を区切って、転用するのか。

17番 313から315、331から333は1枚の田になっている。残りはまた法人に預ける。

議長 改めて契約するということですね。一度解約してしまったので。

4番 都市計画法の範疇で第3種農地なので、転用はOKの場所。

17番 基本的に家を建てるようにといった地面なので。

議長 これより、議案第17号について採決いたします。  
議案第17号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長 無いようですので、議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請にかかる意見送付については、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして日程第3 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見送付についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

11番 事務局がすべて説明したので、特に報告するまでもないのですが、確認に行っ

た。お孫さんがおばあさんがもともと作っていた田で家を建てるということですが、その後の田には稲が植わっていました。問題はないと思います。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

議長 無いようですのでこれより、議案第18号について採決いたします。  
議案第18号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見送付については、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第4 議案第19号 現況証明願いについてを議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 こちらにつきましては、1番から順に現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

11番 勝山高校から長山へいく一つ手前の道路入ったところです。家が建っていたとはっきりわかる現状であります。畑も田もありません。宅地に地目変更したいというのであれば問題はないと思います。

5番 2番の●●さんの地面ですが、昭和57年より●●園が建てられて、●●園の体育館の前でグラウンドの地面となっていて、●●さんの地面だけがこうして残っていて、ほかの方の方は地目変更されています。よろしくお願いします。

9番 3番4番ですが、事務局より説明があったとおり、742から744にかけて建物が建てられて、建築中の倉庫もありました。問題がないと思われますので、よろしくお願いします。

7番 ●●さん、23ページの25-4は河川改修で田の形がなくなったところに倉庫を建てたということで、田んぼとしては機能していません。27-2はこの家が建った時からこの状態だったと思い、まだ畑として残っていたことが不思議な感じですが。現状は宅地です。以上です。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

4番 議案の中で、現況地目が「非農地」というのはありますか。書くのであれば「宅地」と書くはずですが。農地については、現況で課税されるのですから、それにしましょう。非農地というのは、総称的に遊休農地をどうするのかというときに言葉として使えばいいけど、こういうときは違うと思います。

職務代理 | たしかに現況が田や畑ということはありません。市役所の固定資産台帳による地目とするか。

議長 | 農産物は作っていませんという意味で書いているだけです。

4 番 | 書くのであれば現実的にした方がいい。

事務局 | こちらについては、これまで申請については申請原因として家が建っていましたという理由で証明をお願いしますと書かれたものに、下の部分に上記の通り相違ないことを証明するという非農地証明をするわけですが、今回現況地目ということで、非農地がふさわしくないというご意見でした。

4 番 | 現況として改めるのであれば改めればいい。

事務局 | ご意見も含めて、検討させていただいて、ふさわしいように改めさせていただきます。

議長 | これより、議案第 19 号について採決いたします。  
議案第 19 号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

議長 | 無いようですので、議案第 19 号 現況証明願いについては、原案のとおり承認することに決しました。

議長 | 日程第 5 議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 | (説明省略)

議長 | 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

職務代理 | 農業委員会が承認するというので、相対で書類が整っていればいいとは思いますが、勝山市と永平寺町ということで、行政区をまたがって耕作に来られるということですが、来年も減反があるということで、農地台帳も含めた事務処理要項はどうか。年度途中になるのですが、どのようになるのか調べたのですか。農業委員会としてはこれで終わりですが、行政としては永平寺町●の●●さんに水稻細目書が移る。減反調査があるのかは知りませんが、農地台帳は両方に書かれる。勝山市の農地の全体面積には入るけれど、管理等は永平寺町に移ると思うが、どのように事務処理がされるのか。

4 番 | 関連して、この議案を農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に持ってきた理由はなにか。代理が言っているように越権行為ではないか。●●さんは他に田んぼはないのか。農地は全筆か？それと●●さんが 8 反歩作っているが、農業としての経営は例えば生産組合に預けているとか、全員でやっているとか、借りた田んぼがあるとかそのあたりがどうなのか。それと

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用集積計画を勝山市がなんで永平寺町にするの？われわれは権利がない。集積するのは永平寺町がするのだから。永平寺町は農業委員会がないのか？それと同意市町村として永平寺町は基本構想を持っているのかいないのか。勝山市の基本構想のなかにこの問題は該当しません。認定農業者でもなければ生産組織でもなければ、何も永平寺町に集積するのに、勝山市が集積計画を決定して交付する事案ではないと思う。だからこの事案を出したことに對して違和感を感じる。ということは、農地法第3条の権利の移転、所有権か使用貸借権か賃借権か。賃借権の場合、下手に扱くと権利抗争で所有権以前のものすごい懸案になっているので勝手にできない。となると、単に申請してきたから田んぼを作ってもらうんだというのであれば、農業経営基盤強化促進法による集積は不適切。農地を集積して収益を上げるのは永平寺町。永平寺町が計画を作成すべきである。するのであれば、農地法第3条第1項の賃借権を永平寺町に出せばよい。この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項からずっと読んでもどれにも該当しない。

職務代理 どちらの農業委員会に出すのか、所有者が勝山市で土地も勝山市。永平寺町で審議するとしても、農地台帳は勝山市にあるので審議できないと思います。やみ小作は違反になりますので、どこかに出さないといけない。

4番 だから、賃貸借契約の権利を取得する者は出さないといけない。権利を取得するのは●●さん。●●さんを所管する永平寺町農業委員会で審議すべきである。

職務代理 所有者が勝山市、経営者が永平寺町の方、農業経営基盤強化促進法による計画をどこに出せばよいのか。

議長 これについては、事務局に調べさせますので、暫時休憩を取ります。

議長 再開します。事務局が調べましたので報告します。

事務局 農業会議に相談しましたところ、属地で決定するものなので、勝山市の地面である以上、決定するのは勝山市の農業委員会である。農業経営基盤強化促進法の利用集積計画でもって決定するというのは、市の構想でどのように謳ってあることが影響してくるということでした。利用集積計画でするのか農地法第3条でするのかは、市の構想がもとで決まりますということでした。今回●●さんは永平寺町の方で、●●●●さんという方の2筆の地面なのですが、去年や今年の農地パトロールの時にこの場所は草が伸びているねということで、大谷委員とも見て回ってチェックをしているところにはなっていたのですが、●●さんは自分の地域の方には貸さない方と聞いておりました、●●さんがたまたま通りかかったときに、ここは何も作っていないのでもしかしたら貸してもらえないんじゃないかと交渉してみたら、貸してもいいということで話がまとまり農業委員会への申請となりました。平地のいいところなのですが、管理としてはこのままでいいのかと思える地面なんです、今回借りるという話になりよかったということでした。勝山市への申請ということは確認しましたが、この利用集積計画書の決定をいただくのがいいか、農地法第3条での申請がいいのかは確認が取れませんでした。

- 事務局 併せまして、こういった事例がなかったかどうか調べましたところ、何年か前になるのですが、上志比の方が勝山市の地面を作りたいということで申請があったということですが、その手続きは農地法第3条での貸し借りであったとなっております。
- 議長 総合的に判断しまして、議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定については、今回保留ということにしまして、改めて申請していただくということにします。
- 議長 次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。
- 事務局 (説明省略)
- 議長 このことについて何かありますか。  
それではその他に入ります。  
議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。
- 11 番 9月7日から9月定例会が始まります。
- 6 番 8月2日に梅雨明けがありました。8月はあまり天気が良くなくて、米の生育が心配なんです。明日から五百万石のカントリー稼働となりますので、田んぼは柔らかくなっていると思うのですが、農作業を十分気を付けていただいて、なるべく全量JAに出荷していただくようお願いします。
- 7 番 今現在進行形の中山間総合事業が進んでいますが、まだ追加希望等を聞いております。その締め切りが9月いっぱい、以後再計画をねりなおすという段階にきております。勝山市全体でやっている大きな事業ですので、土地改良区域内で改修・改善が必要なところがあれば、9月いっぱいまでに地図をつけてご報告いただければ、土地改良区も対応いたしますのでよろしくをお願いします。
- 8 番 女性農業委員の会がありまして、北信越ブロックで研修会があります。去年は長野に行きました。ただ、旅費も自己負担で一切市から出していただけてないのです。福井であったときは各県から来ていただきました。旅費がでないで行けないというわけにはいかず、自費でいきました。何とかして市の予算を取っていただく形をお願いします。
- 事務局 手元に資料がないのではっきりとは申し上げられませんが、補助事業により旅費をお出しできるようになっていたかと思えます。確認します。
- 議長 他に何かございますか。
- 4 番 この何年間、農地の実態調査をしていますが、農地法第30条から前に進まない。平成26年の農地法の改正により、農地台帳の整備が義務付けられている。農振農用地の台帳への整



備を早くしないと大変な作業になる。急いでやるべきだ。

議長 次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明を願います。

事務局 次回は、9月27日（水）午後1時30分からの開催となります。

議長 8月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理 丁寧な審議ありがとうございました。新制度に移る審議をしております。議会等の審議の後定数等が決まります。この体制は来年まで続きます。よろしく申し上げます。